

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五條）
- 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
- 第三節 積付け（第十八条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条～第二十九条）
- 第六節 事故（第三十条～第三十一条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十二条～第三十八条）
- 第八節 責任（第三十九条～第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条～第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

- （受付日時）
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日から二日
二 日未滿の滞数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各日
前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（金貨等）については、申込者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第十二条第二項に規定する真荷又は個々の事業として事業の遂行を目的とする運送契約の締結を目的とする旨を明記し、かつ、（以下「真荷書」という。）であるときは、運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。
- （運送の引渡）
第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き継ぐこととするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、はこの限りではあります。
- 一 集貨及び配車又は発着及び到着の予定日時
二 運送引書第六十一条に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
三 第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
四 運送引書の交付年月日
二 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引書の交付に代えて、当該運送引書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引書を受書を受けたものとみなします。
- （貨物の種類及び性質の確認）
第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めるとあります。
- 二 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを検査することがあります。
- 三 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 四 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
三 当該運送に適する設備がないとき
四 当該運送に際し、申込者から特別の負担を求められたとき
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
六 天災その他やむを得ない事由があるとき

（高価品及び貴重品）

- 第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 金貨、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、商品券その他の有価証券並びに石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
四 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをいいます。
三 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱替等不明な場合）

- 第十一条 当店は、荷送人（第七条第一項の運送引書を受け取った申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の扱替別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められることにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取替別等に応じ、運送に適するように荷造りをしてしなければなりません。

（包装）

- 二 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要を荷造りを要します。
- 三 当店は、荷造りが十分なない貨物であっても、他の貨物と接触し与えないと認め、かつ、荷送人が書面に、荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けるとあります。
- （外装表示）
第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱いに必要な事項
第十四条 当店は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代へるものとします。

（動物等の運送）

- 第十五条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。

（危険品）

- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その特徴を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。
一 利用運送及び利用運送手数料
第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。
二 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。
三 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を取受けます。
四 第一項の通知を行なかつた運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受しません。

（積付け）

- 第二十条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
二 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（受取及び引渡しの場所）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配先先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
（荷理者等に対する引渡し）
第二十條 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先が不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
（留置権の行使）
第二十一条 当店は、貨物に關し受取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

（指図の催告）

- 第十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代へることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

- 第十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の鑑査）

- 第十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を鑑査による方法により、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
二 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで鑑査することがあります。
三 当店は、前項の規定により貨物の鑑査をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（運賃、料金等の取受）

- 第十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代へることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（運賃、料金等の取受）

- 第十七条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を鑑査による方法により、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
二 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで鑑査することがあります。
三 当店は、前項の規定により貨物の鑑査をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故の際の措置）

- 第十八条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき
二 当店は、前項の場合において、指図を待つとき又は又は当店の運送の中断若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
三 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

- 第十九条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破壊その他の運送上の危険を除くための処分の処方をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときと同様とします。
二 前項前段の処分には、費用は、すべて荷送人の負担とします。
三 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

- 第二十条 当店は、貨物の全滅滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内の限りに、事故証明書を発行します。
二 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行する場合があります。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

（運賃、料金等）

- 第二十一条 運賃、料金等（燃料サチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
二 前項の運賃、料金等について、調運する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サチャージを受けます。
三 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、資金水準又は物価水準の變動により運賃、料金の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方が之を、合理的な協定の要動により運賃、料金を（事実として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を對象とするとし、当該料金の及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとし、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃、料金等の取受方法）

- 第二十二条 当店は、貨物を受け取るときは、荷送人から運賃、料金等を受取します。
二 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
三 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を貨受人から取受付（留置権）を認めることがあります。
第十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店は責任を負ふ事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取してあるときは、これを払い戻します。
二 当店は、運賃の全部又は一部がその性質若しくは欠陥で荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全部を受取しません。

（運賃、料金等）

- 第二十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取してある場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
（中止手数料）
第十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負ふない事由によることを除て、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止したときは、この限りではありません。

（前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。）

- 一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十一パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十一パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十一パーセント以内
（責任の時期）
第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
（責任の保証）
第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が貨物を詰めたものであること
二 コンテナの封印に異常がない状態であること
（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）
第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理に關し責任を負いません。
（運送申込書の記載の不完全等の責任）
第四十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
（高価品に対する特別の特則）
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

（運送引受書の記載の不完全等の責任）

- 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
（免責）
第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨